

令和8年度個人設置浄化槽補助制度のご案内

京丹後市では、海や川など公共用水域の水質保全、トイレの水洗化による生活環境の向上などを図るため、浄化槽を設置されるかたに補助金を交付します。

令和8年度に浄化槽補助金を申請されるかたは、工事着手までに下記までお問い合わせのうえ、申請書を提出してください。

なお、予算の範囲内での事業となりますので、ご希望に添えない場合があります。あらかじめご了承ください。

<浄化槽とは>

し尿とあわせて台所やお風呂などから出る生活雑排水をまとめて処理するもので、処理能力は、下水道の終末処理施設と変わりありません。

<補助対象区域>

◆集合処理区域および公共浄化槽区域を除く区域

※上記区域内であっても、補助対象とならない場合がありますので、具体的な区域、条件等につきましては、下記までお問い合わせください。

<補助対象者>

◆居住している建物の単独処理浄化槽又はくみ取り槽を合併処理浄化槽に転換するかた。(居住見込みの場合を含む。)

◆上記以外の場合で、建物を新築又は増築する際に合併処理浄化槽を設置するかた。(居住見込みの場合を含む。)

※既存の合併処理浄化槽を入れ替える場合や、すでに合併処理浄化槽を使用しているかたが転居し、浄化槽を再度設置する場合(借家からの転居や子等の独立を除く)などは補助対象外となる場合があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

<補助対象要件>

◆年度内に浄化槽工事を完了し、浄化槽維持管理契約を締結のうえ検査を受けること。

◆事業完了までに住所を異動し、居住すること。

◆市税等の滞納がないこと。

<補助金額>

対象建物		人槽区分	補助金額
専用住宅 併用住宅	延べ床面積 170 m ² 以下	5人槽	414,000円
	延べ床面積 170 m ² を超えるもの	7人槽	474,000円
	2世帯住宅等	10人槽	660,000円

※併用住宅とは店舗等の床面積が総床面積の1/2未満である住宅のことをいいます。

<お問い合わせ先>

京丹後市 上下水道部 施設課 下水道整備係
Tel 0772-69-0580